

保育士等配置基準改善補助事業について（保育園）

千葉市内保育園、認定こども園に対し各園に勤務する職員（保育士・保育教諭・みなし保育士等）について、国の定数を超えて職員配置（加配）した場合や、市の指導に基づき職員を加配した場合、市単独の人事費補助を行う事業

○保育士の配置について（施設長は除く）

配置基準（国）		入所児童数	基準数
0歳児	3 : 1	4人	$4/3=1.33=1.3$
1・2歳児	6 : 1	36人	$36/6=6.00=6.0$
3歳児	15 : 1 (※)	20人	$20/15=1.33=1.3$
4・5歳児	30 : 1 (※)	25人	$25/30=0.83=0.8$

小数点第2位以下切り捨て
※3歳児は本来20:1だが、3歳児配置改善加算を考慮して15:1としている。
※国の基準は4歳以上児25:1だが、経過措置により、市の基準を適用している。

1.3+6.0+1.3+0.8=9.4

小数点以下第1位四捨五入
9人 + 1人 (児童定員が90人以下の施設は1人加算) + 1人 (保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設は1人加算)

- 【保育士の人数】 19人
- ・正規職員保育士 15人
- ・非正規保育士（就業規則で定める常勤勤務以上） 3人
- ※【月の常勤時間】／月（小数点切捨て）で保育士1人とカウント
- ・看護師 1人
- ※保健師、看護師又は准看護師を1人に限り保育士とみなせる。
- ただし、乳児の在籍が3名以下の場合は別途以下の要件有り。
- ①保育士との合同保育を行うこと。
- ②保育に係る一定の知識や経験を有すること。
- 具体的には、勤務経験が概ね3年以上又は子育て支援員研修（地域型保育コース）の受講

保育士の人数19人

給付費												補助金						
保育士定員11人												配置基準補助金						
1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11人	12人	13人	14人	15人	16人	17人	18人	19人
主任保育士 加算	一時 預 かり	基 本 加 算 分 1	基 本 加 算 分 2	基 本 加 算 分 3	一 般 加 算 分 1	特 定 加 算 分 1	特 定 加 算 分 2											
		加 配 1 人 目	加 配 2 人 目	加 配 3 人 目	加 配 4 人 目	加 配 5 人 目	加 配 6 人 目											

- 【保育士等配置基準改善補助事業（配置基準補助金）】
- 詳細は別紙
- ①基本加算分1（定数を超えて職員（事務員や調理員を含む。）を配置している場合の補助）
 - ②基本加算分2（定数を超えて保育士等を配置した場合の補助）
 - ③基本加算分3（定数を超えて保育士等を配置した場合の補助）
 - ④一般加算分1（定数を超えて職員（事務員や調理員を含む。）を配置している場合の補助）
 - ⑤一般加算分2（定数を超えて職員（事務員や調理員を含む。）を配置している場合の補助）
 - ⑥特定加算分1（要配慮児童に対応する保育士を配置している場合の補助）
 - ⑦特定加算分2（1・2歳児が36人以上入所しており、保育士を配置している場合の補助）

【参考：調理員に係る定数】

児童定員	基準人員
40人以下	1人
41～150人	2人
151人以上	3人

基準人員を超えて調理員等を配置した場合に、職員1人分までの費用を基本加算分1、一般加算分1・2において補助
※栄養管理加算（配置）を取得している場合は、補助金の減算あり。

※調理員等・・・栄養士、調理員、用務員等（給食業務従事者に限る。）

→非正規職員は【月の常勤時間】／月（小数点切捨て）で1人とカウント

R 7 配置基準補助金 概要資料

1 補助要件

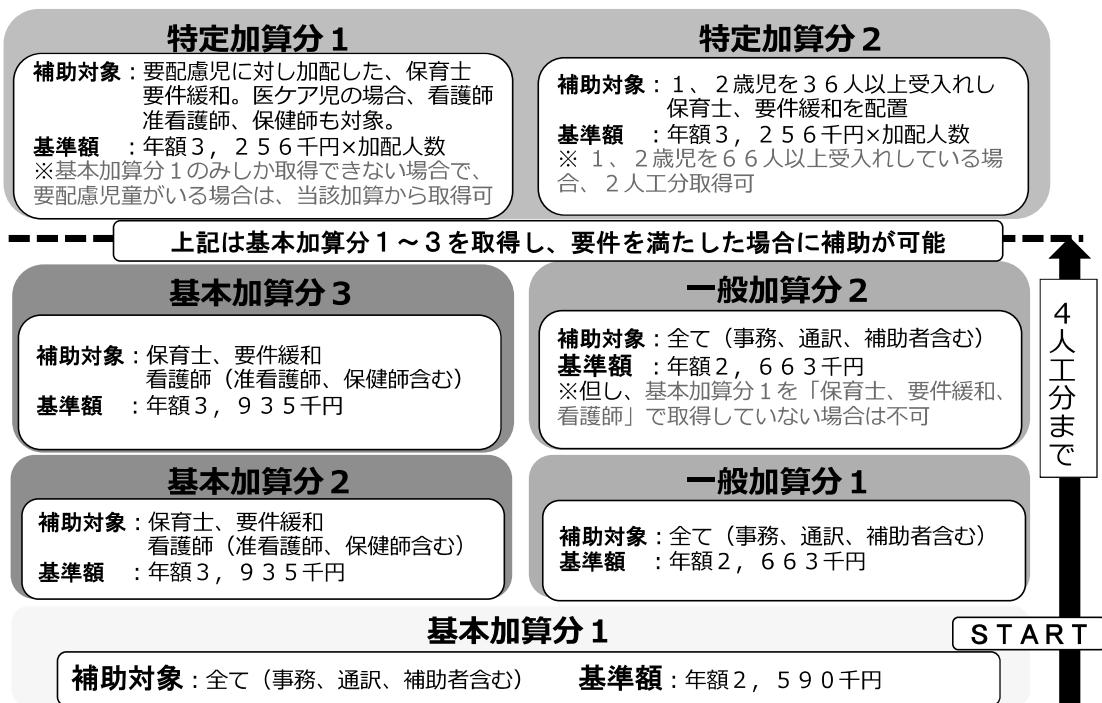
種目	説明
基本加算分1 【加配1人目】	保育士定数を超えて職員（事務員や調理員を含む。）を配置している場合に補助するもの。
基本加算分2 【加配2人目】	「基本加算分1」の要件を満たし、さらに保育士資格保有者等（みなし保育士を含む。事務員や調理員は含まない。）を配置している場合に補助するもの。
基本加算分3 【加配3人目】	「基本加算分2」の要件を満たし、さらに保育士資格保有者等（みなし保育士を含む。事務員や調理員は含まない。）を配置している場合に補助するもの。
一般加算分1 【加配2,3,4人目】	「基本加算分1」の要件を満たし、さらに職員（事務員や調理員を含む。）を配置している場合に補助するもの。
一般加算分2 【加配3,4人目】	「一般加算分1」の要件を満たし、さらに職員（事務員や調理員を含む。）を配置している場合に補助するもの。なお、「基本加算分1～3及び一般加算分1」を取得している場合は対象外。
特定加算分1 【要配慮児童に対応する 保育士の配置】	「基本加算分1～3」の要件を満たし、さらに要配慮児保育を実施する保育士資格保有者等（みなし保育士を含む。事務員や調理員は含まない。）を配置している場合※に補助するもの。 ※ 0～2歳児で3：1（児童3人にに対し職員1人）、3～5歳児で3：1の職員配置が必要 例えば、2歳の要配慮児が1人、4歳の要配慮児が2人利用ならば、2人の職員配置が必要。
特定加算分2 【1・2歳児】	1・2歳児が36人以上入所しており、「基本加算分1～3」の要件を満たした上で、さらに保育士資格保有者等（みなし保育士を含む。事務員や調理員は含まない。）を配置している場合に補助するもの。

配置基準補助金より優先して取得する加算・補助金

(1) 加算：主任保育士専任加算、主幹教諭等専任加算、チーム保育推進加算、チーム保育加配加算、高齢者等活躍促進加算、栄養管理加算、3歳児配置改善加算、4歳以上児配置改善加算、1歳児配置改善加算、学級編成調整加配加算

(2) 補助金：一時預かり、延長保育、地域子育てセンター、合同保育、キッズカード

2 補助のイメージ



3 制度の概要

（1）考え方

①原則、基本加算分1から取得

※基本加算分1の補助対象は全職種だが、保育士・要件緩和を優先して充てる必要有。

※基本加算分1のみしか取得できず要配慮児童がいる場合、特定加算分1から取得可。

②基本加算分と一般加算分は合わせて4人工分まで

③基本加算分の看護師等（准看護師、保健師含む。以下同じ）は1人工分まで

※2人工以上配置される場合は、一般加算の補助対象とすることは可。

※1人工分に限り、要件緩和としてみなすことが可。

④事務、通訳、保育補助者、調理員等は最大2人工分まで

⑤特定加算分は基本加算分1～3を取得し要件を満たした場合に補助可

⑥栄養管理加算（配置）を取得している場合、一般加算分は減額

⑦4歳以上児配置改善加算、1歳児配置改善加算を取得している場合、総額から減額

⑧補助額は、人件費と基準額を比べ、低い方の額

3 制度の概要

(2) 医療的ケア児を受け入れる場合の対応

特定加算分1による補助となるが、以下の点が通常の補助と異なる。

- ・看護師等を配置した場合、基準額（年額）を増額（R4～）

3,256千円 → 4,106千円

※保育士等を配置した場合は通常通り3,256千円

- ・看護師等を配置した場合、基準額が基本加算分2・3よりも高くなるため、医ケア児を受け入れる園において配置される看護師等は、基本加算分1の次に特定加算分1の補助対象となる。

イメージ

	要配慮児1人在籍	医ケア児1人在籍
看護師1人	→ 特定1	特定1
保育士1人、看護師1人	→ 基本1・2	基本1、特定1
保育士2人、看護師1人	→ 基本1～3	基本1・2、特定1

補助対象人数は要配慮保育職員配置決定通知書を元に決定（通常通り）